会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和2年10月26日

奄美市農業委員会

第10回定例総会議事録

署名委員 中山 芳一

署名委員 寺師 清満

奄美市農業委員会第10回定例総会議事録

- 1. 招集日時 令和2年10月26日(月) 午前9時30分~
- 2. 招集場所 市役所 5 階 会議室
- 3. 出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名
1		9	栄 和正
2	中棚昭三十	10	泉智宜
3	肥後 安美	11	中山 芳一
4	榮 清安	12	寺師 清満
5	南 和利	13	吉 卓男
6	西 盛満	14	濱手 薫
7	前山 重一郎	15	土浜 良二
8	前田 孝德	16	野﨑 清志

4. 欠席委員

岸田 国広

5. 議事に参与した者

 事務局長
 用稲
 工巳
 事務局次長
 池
 秀平

 住用分室長
 竹山
 和幸
 笠利分室長
 竹田
 勇人

6. 報告事項

11月定例会について

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第59号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第60号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第61号 非農地の認定についての決定について

- 議案第62号 農業振興整備計画変更申請に伴う意見について (除外)
- 議案第63号 奄美市農用地利用集積計画(利用権設定)の 合意解約の決定につて
- 議案第64号 奄美市農用地利用集積計画(利用権設定)の 決定につて
- 議案第65号 奄美市農用地利用集積計画(中間管理機構)の 決定について
- 議案第66号 奄美市農用地利用集積計画(中間管理機構)の 所有権移転の決定について

(4) その他

議長 (吉

(吉 会長)

ただいまの出席委員は15人であります。総会は成立いたしました。 これから、令和2年第10回定例総会を開会いたします。 それでは、議事日程に入ります

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、11番 中山 委員と12番 寺師 委員のお二人を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり議案第59号から66号までの8件を予 定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本総会の日程は1日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第3

議案第59号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(用稲局長)

議案第60号の3条許可申請について

2ページをお開き下さい。

NO. 27は、譲渡人が所有する2筆で1709㎡の土地、贈与での所有権移転となります。

取得後は果樹として利用する予定であると考えられます。

11ページをお開き下さい。

NO. 28は、譲渡人が所有する4筆で2774㎡の土地、贈与での有権移転となります。

取得後は果樹、サトイモ栽培し面積拡大を図る目的であると考えられます。

22ページをお開き下さい。

NO. 29については、譲渡人が所有する2筆で6381㎡の土地になります。

売買での所有権移転となります。

取得地にはタンカン、かぼちゃを栽培し、面積拡大を図る目的である と考えられます。

30ページをお開き下さい。

NO. 30については、譲渡人が所有する2筆で1735㎡の土地になります。

売買での所有権移転となります。

取得後はタンカン、野菜、花き等を栽培し、する目的であると考えられます。

37ページをお開き下さい。

NO.31については、譲渡人が所有する1筆で403㎡の土地になります。 売買での所有権移転となります。

取得地には果樹、野菜を植栽し、面積拡大を図る目的であると考えられます。

必要とされる機械は整備されていると考えられます。

45ページをお開き下さい。

NO.32については、譲渡人が所有する2筆で2587㎡の土地になりま

す。

贈与での所有権移転となり、譲渡人が2名おられます。

取得地には果タンカン植栽する目的であると考えられます。

以上6件です。

いずれも下限面積を満たし、農地法第3条第2項の各号該当しないため、 許可要件のすべて満たしていると考えます。

議長 (吉会長)

それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めま す。 順次譲受人、譲渡人、土地の順にそれぞれ報告を求めます。

11番 (中山委員)

農地法第3条の規定によるNo.27について調査報告をいたします。

10月21日8時40分受け人宅を訪問して直接話を聞くことができました。渡し人とは親戚関係にあり50年来の紬の織子の関係にあるとの事であります。今回渡し人は高齢で体調不良になったとのことで、大阪にいる娘のところに転居したとの事であります。

今後、帰省して農業をする家族もいないため、郷里の不動産を整理したいので、親戚関係にある受け人に贈与するとのことであります。

受け人は紬業をしながら高齢であるが、息子さんと農業を共にしている とのことであり、後継者もいるので問題はないものと考えます。委員の皆 さんのご審議をお願いします。

6番 (西委員)

No.27、農地法第3条の規定による許可申請書、10月22日午後4時30分頃渡し人は申請時の住所に住まわれていましたが、今年の台風で家が壊れたため現在、大阪に住まわれているという事で、電話にてお話を伺いました。

畑も大阪に住んでいてもう、農業もできなく娘も3人いるけど大阪にいるという事で、親戚である譲受人に譲るという事です。地番、面積、対価等も申請書とおり間違いないという事です。

8番 (前田委員)

農地法第3条の規定によるNo.27の、所有権移転の贈与について土地について調査報告をいたします。

10月22日木曜日13時10分から、No.28の譲渡人の案内で調査しました。No.28の譲渡人とNo.27の譲渡人は兄弟にあたります。

962㎡の農地はサトウキビが栽培されております。747㎡の土地は10ページをご覧ください。ここは現在耕運されて境目にドラゴンフルーツが1列植え付けしてありました。

尚、調査書の第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については別紙のとおりでありますので報告いたします。

委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

8番 (前田委員)

農地法第3条の規定によるNo.28の、譲受人と土地について調査しました。10月22日木曜日13時10分ごろから面談をしました。

譲受人は平成18年に市役所を定年退職後に農業を本格的に取り組み、 3から4年後にドラゴンフルーツの販売ができるようになったとの事で す。無農薬栽培で頑張っておられました。後継者もおり栽培管理の半分ぐ らい手伝っているとの事です。

土地について報告します。 4 6 9 ㎡の土地にはバナナが数本ある状態でありました。 1 1 9 4 ㎡の土地につきましては、法面が高く雑木の茂った状態でありました。所有権が移ったら農地の変更をするとの事でした。

6 1 4 ㎡の土地につきましては、山の中の畑という事で、雑木が茂っている状態で、農地にも行けない状況であるので隣地の地主さんにお願いして農道整備し農作業ができるように取り組むことです。 4 9 7 ㎡は水田跡地で雑草が生えておりますが、畦道を確保し田芋を栽培したいとの事です。

尚、農地法第3条の調査書については第2項第1号、第2項第4号、第 2項第7号については別紙のとおりでありますので報告いたします。

委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

6番 (西委員)

№.28農地法第3条の規定による許可申請書、渡し人に、10月22日午午後4時30分頃渡し人は申請時の住所に住まわれていましたが、今年の台風で家が壊れたため現在、大阪に住まわれているという事で、電話にてお話を伺いました。

畑も大阪に住んでいてもう、農業もできなく娘も3人いるけど大阪にいるという事で、親戚である譲受人に贈与するという事です。地番、面積、対価等も申請書とおり間違いないという事です。以上です。

9番

(栄委員)

農地法第3条の規定による許可申請、№29の受け人について調査いた しました。10月20日火曜日13時に受け人の自宅で話を伺いました。 受け人はパッションを栽培したくて4年前に移住してきたそうです。

営農支援センターでの研修を1年経て、かぼちゃやパッションを栽培しているそうです。パッション栽培は研究センターの空施設で栽培しているそうです。本格的なパッション栽培用のハウスを建てるにあたり、借地だと返却要請の不安があるため、購入するに事に至ったそうです。土地2筆の地番、面積、対価等は申請どおり間違いないとの事でした。

24ページの大農機具又は家畜の欄に訂正があります。軽トラは所有だ そうです。耕うん機は必要時に借りているそうです。草刈り機、噴霧器は 1台ずつ所有だそうです。訂正をお願いいたします。

第2項第1号に訂正がありましたが、専業農家として営んでいますので 問題はないかと思います。

11番

(中山委員)

農地法第3条の規定によるNo.29について調査報告をいたします。

10月21日10時00分、渡し人の職場を訪問して直接話を聞くことができました。

渡し人は今回の申請地はこれまで地元の方に小作させていましたが、市の農業研修センターを卒業した若手の方が農業を拡大したいとのことで求めがあり、売買することにしたとの事であります。売買価格も確認しましたが間違いないとのことであります。委員の皆さんのご審議をお願いします。

3番

(肥後委員)

農地法第3条の規定による許可申請No.29の土地について調査をいたしましたので報告します。

10月24日土曜日午後2時に申請地を調査しました。

申請地は奄美空港の山手側にあります。位置関係は資料の案内図をご覧ください。土地改良が済んだ優良な土地で資料27ページにあるように土地改良区の一画にあります。この畑は今年の4月まで前の耕作者がサトウキビを栽培しておりましたが、今季限りで契約を解除すると伺っていた土地で、製糖終了後そのままになっておりました。現在、受け人が作業をさ

れたと思いますが、周囲の草刈りを始めていました。ハウス用のパイプも 運び込まれていましたが、まだ作業はしておりません。パッション、かぼ ちゃを栽培するとの事ですが広い農地ですので、有効に利用されるように 期待するところです。他に問題となることは見受けられません。以上で す。

4番 (榮委員)

農地法第3条の規定による№30の売買の案件について調査報告いたします。

10月23日金曜日午後4時30分譲受人を勤務先に訪ね申請内容の確認を行いました。譲渡人とは親戚筋にあたり、申請書に記載された農地の所在、地番、面積、売買の対価等、記載内容に相違ないことを確認いたしております。

同日、午後5時20分、譲渡人を自宅に訪ね本人と直接お会いしお話を 伺いました。とても高齢とは思えないほど受け応えも正確であり矍鑠とな された方でした。申請書の記載内容にも相違ないことを確認いたしており ます。

農地について報告します。

同日、午後3時、現地の確認を行いました。

2 筆合計 1 7 3 5 ㎡、現状はポンカン、タンカン、ポンキツ等幾分年数を経た果樹が 3 0 本近く植栽された状況下にありました。

尚、農地法第3条の調査書については第2項第1号、同項第4号、同項 第7号については別紙のとおりでありますので報告いたします。

以上です。

11番 │ (中山委員)

農地法第3条の規定によるNo.31について調査報告をいたします。

10月21日9時20分、受け人宅を訪問して直接話を聞くことができました。

受け人は現在、ミカン栽培をしており今回は住まいの近くで蔬菜園芸を 楽しみたいとの事であります。

この土地は、受け人の実の妹の所有であるが、妹は東京在住で帰省の意思もないことで、今回購入することになったとの事であります。

同日受け人同伴で現地を確認いたしました。

申請書の第2項第7号には、周辺は農地であるとの申請でありますが、

山裾ではあるが周辺は住宅が続いており、申請書の間違いであることを認めました。

第2項第1号、第2項第4号については別紙のとおりでありますが、第2項第7号については誤りがありましたので本人と確認して訂正することになりましたので報告いたします。

事務局 (用稲局長)

3条 No.31の渡し人に10月16日10時20分、電話にて申請内容の確認を行いました。申請地は祖母が野菜を作っていた畑で、祖母から譲りうけたという事です。受け人は実のお兄さんになるそうです。申請書とおり間違いありませんという事でございました。

事務局 (竹山住用分室長)

農地法第3条の規定による許可申請No.32の受け人に10月21日水曜日午前9時に電話をして調査いたしました。

受け人は元々住用町の出身で、現在は瀬戸内町に居住しております。 渡し人の2名とは、もともと地元の住用での知り合いという事です。住用 に居住し農業を営んでいる姉の紹介でこの土地を紹介していただいたとい う事です。また、姉の援助で耕うん機を借りて、タンカンの栽培をしたい という事でありました。瀬戸内町から車で約30分かけて年間170日く らいの耕作を予定しているという事です。将来的には同じ瀬戸内町に居る 方と一緒に耕作をしたいという事でした。申請内容については、土地の所 在面積等に間違いないと確認が取れました。

12番 (寺師委員)

農地法第3条の規定によるNo.31について調査報告をいたします。10月19日月曜日11時10分、渡し人に直接お会いして話を聞くことができました。土地の所在権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いないとの事でありました。

土地について報告します。1322㎡の土地は本人に10月17日土曜日午前9時に電話で確認したところ、自分は現地に行けないので仲介者を紹介するとの事でありました。譲受人の姉にあたる方です。

10月18日11時30分仲介者立会いの下、現地の確認をいたしました。すべて採草であります。そのままでは予定作物を作付けできないという事でありますので防風対策をしてから、タンカンを作付けしたいという

事でありました。

次に $1\ 2\ 6\ 5\ \text{m}^2$ の土地は $1\ 0\$ 月 $1\ 8\$ 日日曜日 $1\ 1$ 時に渡し人本人と現地の確認をしました。 $1\ 0$ 年前までサトウキビの栽培をしておりましたが、現在は耕作放棄地でした。

10月23日も確認に行きました。びっくりしました。見事に荒れ地が再生されているではありませんか。今後はタンカン栽培するという事でした。申請地はいずれも農用地区域であり周辺の農地への影響もなく問題ないと思います。

農地法第3条の調査書については第2項第1号、第2項第4号、第2項 第7号については別紙のとおりでありますので報告いたします。

議長 (吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

3番 (肥後委員)

No.29の地主は名瀬に住んでいますが、実はこの人のお母さんが、万屋で、お母さんから相続した土地です。それで1回も本人さんは耕したことのない土地でありました。 今後また有効に利用されたらいいことだと思います。

議長 (吉会長)

他にございませんか。

No.32の先ほどの報告ですが、渡し人の二人の方は姉妹ですか。

12番 (寺師委員)

姉妹ではありません。

推進委 (福島委員)

員

この土地は以前に売買を済ませてあるとの事で、今回贈与と聞いております。

議長 (吉委員)

他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって議案第59号農地法第3条の規定による許可申請については審議の結果、これを認めることに決定いたしました。

日程第4

議案第60号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。この5条案件には私の調査報告がありますので議長を交代します。

議長 (榮会長代理)

議案第60号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局 (用稲局長)

議案第60号5条の許可申請について

59ページをお開き下さい。

NO.34につきましては、渡し人の所有する土地、281㎡を受人が駐車場として使用するために譲り受けたいという事で、売買による所有権移転でございます。

申請地は笠利総合支所市役所から北東に約7kmに位置し周囲は山、畑、雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから第2 種農地に該当します。

議長 (榮会長代理)

それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めま す。 順次譲受人、譲渡人、土地の順にそれぞれ報告を求めます。

11番 (中山委員)

農地法第5条の規定によるNo.34について調査報告をいたします。

10月20日9時50分に受け人の事務所で担当に話を聞くことができました。 会社はこの土地に1LDK2戸建てのマリンスポーツを楽しむ人や田舎暮らしを希望する人たち向けに建築したいとの事であります。

申請書を確認していく中で総会資料の63ページの申請地図に所在地の間違いに気づいたので確認したところ表示の間違いであることを認め訂正することにしました。翌日代表者に直接確認したいと電話しましたが、不在との事であり、電話の受け手の対応で自分と他1名が担当であり代表者への連絡は取ってもらえませんでした。その後電話しますからという事でありましたが、何の連絡もありませんでした。そういう状況であります。委員の皆様のご審議をお願いします。

事務局 (竹田笠利分室長)

第5条の規定による許可申請、No.34の譲渡人に、10月23日金曜日 10時6分に電話にて申請の内容の確認を行いました。

土地の所在面積及び売買金額等に間違いないとの事で確認がとれました。補足ですが、土地の方を見に行ったところ、大分草は生えていましたがその中に、売地の看板が立っていまして、念のために譲受人のホームページを確認しましたら、売地として398万円で売りに出ているような状況でしたので、本当に転用するのかなと少し疑問に思ったところです。以上です。委員の皆様のご審議をお願いします。

13番 (吉委員)

農地法第5条申請による№34の土地について説明いたします。

申請地を10月18日日曜日午後4時ごろに確認してきました。

申請地は集落の裏側に位置し、南側に住宅があり、北側にはサトウキビが植えてありました。西側は山で東側の道向かいは川が流れていました。 現在の状況は草に覆われ農業ができる状態ではないものと思われます。なお、農振農用地ではありませんので仕方ないものと考えます。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いします。

議長 (榮会長代理)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番 (栄委員)

今事務局と土地の話がありましたけど、991㎡の使い方が曖昧な感じがしますので、そこをはっきりさせてからの5条を認めたほうが良いのではないかと思います。

13番 (吉委員)

68ページに確約書がつけてあります。これによると転用計画に基づき 使用目的完遂すると確約していますけども、先ほど事務局からありました ように既に売買を出しているのはどうかと思います。計画では家を造ると いう計画ですが、設計図も添付されていますが、許可をしてこの通りやら なければ取り消しになるのか、皆様の意見をよろしくお願いします。

6番 (西委員)

資金計画とかは出ていますか。

事務局 (用稲局長)

資金計画は出ています。

1 4 番 │ (濱手委員)

周りに畑がありますけど、農業委員会が農地を確保するためにあるのか、 それともこういう申請が出たら次々住宅を建てるかもしれない、これは大 事なことだと思います。これは許可を出すと次々に許可を出さなければい けなくなるので、農業委員会としては反対のような気がします。

13番 | (吉委員)

私としては集落内であり隣にも家が建っていますので、転用は仕方がないと思いますが、転用の仕方が果たして申請どおりであるのか疑問視しています。そこだけが問題で転用に関しては仕方ないと思っております。

8番 (前田委員)

看板は今も立っていますか。 値段は今も入っていますか。

事務局 (竹田笠利分室長)

今も立っています。値段はホームページで確認しました。

今もホームページで出ている状態です。

7番 (前山委員)

この申請書によると建物作って賃貸という事ですけど、不動産業がやる場合は転売が目的なのか見極めないと、今の話を聞けば、売地として看板建てるとなると転売のため、地目が変われば農業委員会の許可はいらなくなりますからそこあたりを見極めなければいけないと思います。

3番 (肥後委員)

申請書と調査した委員が見た状態では、どうしても転売という風に見られがちですので、本当に申請書のとおりやってもらえるのかどうかを確認できたうえでの許可という事で今回は保留でどうですか。

議長 (榮会長代理)

この件につきまして他にご意見ございますか。採決の案としましては承 認か保留かと思います。

14番 (濱手委員)

1年後に完全にできるのか、確認ができるのかどうか、そういう条件を 守れるのか、許可をした後は1年後確認する条件を付けるのかですね。

議長 (榮会長代理)

1年後に農業委員会が確認できる確実なことができるかというと疑問だなと思いまして、実際この代表者に直接確認はできなかったのですか。

11番 (中山委員)

代表者には確認できませんでしたが、事務所の方には連絡先はというと 教えてもらえませんでした。

13番 (吉委員)

本人に確認ができなかったとなれば問題ですよね。

事務局 (池次長)

過去の案件で書類も揃えて、融資証明、図面をちゃんと揃えているにも 関わらず 5 条申請で物を造りますという形で承認をしたうえで、物が建っ ているはずが建っていない案件があります。 5 条申請を出した後は農地を 離れますからやりたい放題と聞いていますが、農業委員会としては進捗状況を出さなければ困りますので、そのところを皆さんで審議してもらいたいと思います。

議長 (榮会長代理)

農業委員会として申請書類上は問題なく、調査内容に疑問符が残る点が 多々あり首をかしげる点がありますので、そういう意味での委員の方も言 われていると思います。

それではこの案件につきましては、許可、不許可、保留この3案を提示しますが挙手をお願いいたします。

奄美市農業委員会としてはこの案件を許可する。

(挙手なし)

不許可とする。

(4名が挙手)

それでは保留とする。

(12名が挙手)

今の採決の状況を見ますと保留が多数を占めます。当委員会といたしま してはこの案件を保留という形で行いますが意見はございますか。

7番 (前山委員)

保留にした場合はどういう意味で保留になったのか、書類上は農地法的にも許可に対しても何の問題もない案件ですけど、調査意見では保留にしたほうがよい、代表者の連絡が取れないという事から調査魅了で保留とするのか理由付けをしたほうが良いと思います。

3番 (肥後委員)

それは申請書と違って現場に、売りの看板が立っているという事と、ホームページに値段が出ているという事は、明らかに転売とみられます。転売であったらこういう書類ではいけないのではないですか。

申請書ではあくまでも自分が建てて貸すという事でしょうから。

事務局 (池次長)

調査では、事務委員と話をして、代表者とは話ができなかったという事が 1 点、もう 1 点は農地の売買金額が 1 5 0 万だけどもインターネットで見たら 3 9 8 万円そういうところがおかしいのではないかという事が 2 点目ですよね。

7番 (前山委員)

その理由でいいのではないかと思います。不許可ではなく保留であるので次回の総会で審議しなおします。今回は、調査魅了という事でよろしいかと思います。

議長 (榮会長代理)

それでは、この件については内容の再度調査を行うという意味で保留と することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって議案第60号農地法第5条の規定による許可申請No.34につきましては、当委員会ではこれを保留するという事に決定いたしました。

(議長交代)

議長 (吉会長)

それでは引き続き議案を進行したいと思います

議案第60号農地法第5条の規定による許可申請No.35について、を議題といたします。 それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局 (用稲局長)

71ページをお開き下さい。

NO.35につきましては、渡し人の所有する土地、1筆で873㎡を受人が車庫等として利用をしたいという事で、賃貸権設定でございます。

申請地は名瀬総合支所から南西に約10に位置し、山、道路、雑種地囲まれ

た生産性の低い農地であることから第2種農地のその他に該当します。

15番 (土浜委員)

農地法第5条の規定による許可申請の№35について、受け人について 調査報告をいたします。

10月24日午後9時ごろ電話で話を聞くことができました。受け人は申請地の隣で宿泊施設経営を予定していて、従業員の駐車場として必要だとの事でした。

譲渡人について、10月24日午後5時30分頃、渡し人の自宅で話を聞きました。申請地は農地には向かないので売ることにしました。 記載内容については間違いないとの事でした。

土地について報告します。

10月24日午後4時ごろ現地確認をしました。

資料の77ページをご覧ください。申請地は資料の写真を見るとわかりますが、周りは深い谷になっており、奥にバナナが数本植えられています。 山を切り取った後ですので草も生えておりません。

議長 (吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番 (前山委員)

この土地は元々農振地で除外が出た案件ですか。農振除外はできていますか。

農林水 (久保田係長)

産課 終わっています。

(前山委員)

7番 農振除外ができたから 5 条申請が出てきたという事ですね。わかりました。

議長 (吉会長)

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって議案第60号農地法第5条の規定による許可申請No.35については審議の結果、これを承認することに決定いたしました。

日程第5

議案第61号非農地の認定について、を議題といたします。 事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局 (用稲局長)

議案第61号、非農地の認定について1件の申請が出ております。

82ページをお開き下さい。名瀬の浦上の2筆で430㎡になります。

申請地は国道新設のため、畑が分断されて以来、雑種地で駐車場として 使用しているという状況です。農地として利用出来ないため証明願でござ います。詳しくは担当調査委員の報告があると思いますのでよろしくお願 いいたします。

議長 (吉会長)

それでは本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

7番 (前山委員)

議案61、非農地認定について、№.5の願い人の調査報告をします。

申請人に22日の夕方5時半ごろに自宅に訪問いたしまして、本人と直接話をしました。現況に書かれていますとおり、国道58号線で分断されまして83ページの地図を見ると国道の両方に土地が分かれており、そのままにしてある状態で、近くのリース業が駐車場として使用しており、以前で転用されたものであると思っていましたが、農地もまま残っているという事でした。今後は貸す予定もないことから非農地にしたいという事でございます。

議長

(吉会長)

いま報告がありましたが質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

非農地として許可するとすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(「全員」挙手)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号非農地の認定については、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

日程第6

議案第62号奄美農業振興地域整備計画の変更(除外)について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(用稲局長)

(事務局の朗読及び説明)

86ページ議案第62号 奄美農業振興地域整備計画の変更(除外)について奄美市から奄美農業振興地域整備計画、除外に係る意見を求められています。

87ページをお開き下さい。

土地の所在は笠利大字喜瀬の1筆で合計196㎡でございます。

除外理由は、駐車場及び通路のための農振地域除外申請でございます。 農林水産課の方から補足をお願いしたいと思います。

農林水

(久保田係長)

産課

96,97ページをお開きください。

今回の目的ですが、貸別荘地の駐車場にしたいという事で、申請地の 上、こちらに3棟の貸別荘地がございます。この別荘地は駐車場がござい ません。現状は道路に止めている状態です。具体的転用性大きさも含めまして、既に別荘が建っており集落の一部を形成している状況でございます。申請地の下の方は本年度除外されて土地であります。皆様のご審議よろしくお願いします。

議長 (吉会長)

それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

順次申請人、土地の順にそれぞれ報告を求めます。

8番 (前田委員)

議案第62号奄美農業振興地域整備計画の変更、除外について、申請者と 土地について調査を10月22日木曜日午後5時40分申請者自宅で会い申請書 の確認を行い、申請のとおりであります。よろしくお願いしますとのことであり ました。そのあと本人案内で土地を調査しました。ただいま市の方から説明があ りましたように、周囲がすでに除外が済んだ土地であります。これも集落の今か らの姿ではないかと思います。委員の皆様の審議方よろしくお願いします。

議長 (吉会長)

それでは本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(「全員」挙手)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号奄美農業振興地域整備計画の変更(除外)については審議の結果、農業委員会の意見として、「承認とする」として回答することに決定いたしました。

日程第7

議案第63号奄美市農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決 定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局 (用稲局長)

(事務局の朗読及び説明)

議長 (吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番 (前山委員)

合意解約ですが、理由はありますか。

事務局 (竹田笠利分室長)

113ページをお開きください。合意解約後にサトウキビ受託組合が借りることになります。引き続き中間管理機構を通しての契約になります。

議長 (吉会長)

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって、議案第63号奄美市農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定については、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

日程第8

議案第64号奄美市農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、 を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局 (用稲局長)

(事務局の朗読及び説明)

内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を 満たしていることを報告いたします。

議長 (吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員举手)

举手多数でご異議なしと認めます。

よって、議案第64号奄美市農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

日程第9

議案第65号奄美市農用地利用集積計画(中間管理機構)の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局 (用稲局長)

(事務局の朗読及び説明)

議長 (吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員举手)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって、議案第65号奄美市農用地利用集積計画(中間管理機構)の決定については、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

日程第10

議案第66号奄美市農用地利用集積計画(中間管理機構)の所有権移転の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局 (池次長)

(事務局の朗読及び説明)

議長 (吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番 (前山委員)

所有権移転の場所はどこですか。

事務局 (池次長)

以前に総会でも出しましたが、104ページにつきましては、西仲勝になります。もう1件は本茶になります。

7番 (前山委員)

はいわかりました。

3番 (肥後委員)

これは公社がいったん買って売買という形ですね。

事務局

(池次長)

農地中間の売買事業は、渡し人が公社に土地を売り、その後、公社の名義になります。土地を買う方は、一括払いもできますが、分割でも払えます。何年か後には自分の名義になりますが、今回は買いますという事で請求書、及び納入指導という書類が届いていますのでご審議お願いします。

議長

(吉会長)

このことについてまだ詳しく知りたい方は、農林水産課の担当に置き聞ください。

他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員举手)

举手多数でご異議なしと認めます。

よって、議案第66号奄美市農用地利用集積計画(中間管理機構)の所有権移転の決定については、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

以上で本日予定されました議題については全て終了いたしました。 本日はこれで散会いたします。お疲れ様でした。

令和 2年10月26日

奄美市農業委員会

会長 吉 卓男

署名委員署名委員作成者用稲工巳